

令和7年12月  
警 察 庁

「ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する規則案」に対する意見の募集について

警察庁では、ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則（平成12年国家公安委員会規則第18号）について改正を行うことを検討しています。

その内容は別紙のとおりですので、これについて御意見のある方は、氏名（法人又は団体の場合は、その名称及び代表者の氏名）及び連絡先（住所、電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、日本語にて御意見を提出してください（ただし、氏名及び連絡先の記載は任意です。）。

意見提出先及び意見提出期間は次のとおりです。

意見提出先	インターネット	<ul style="list-style-type: none"><li>・電子政府の総合窓口 e-Gov パブリックコメント意見提出フォーム</li><li>・電子メール (jinsyou-hourei@npa.go.jp)</li></ul> <p>※ 電子メールで提出される際は、件名に「パブリックコメント」と必ず御記入ください。</p> <p>※ 電子メールで提出された場合、情報セキュリティの観点から所要の対策が講じられているため、当該電子メールが到達しないおそれがありますので、極力e-Govのパブリックコメント意見提出フォームからの提出をお願いいたします。</p>
	郵送	〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2 警察庁生活安全局人身安全・少年課 パブリックコメント担当
意見提出期間	令和7年12月19日（金）から 令和8年1月17日（土）までの間（必着）	

なお、御意見の提出に当たっては、次の事項をあらかじめ御承知ください。

- 1 電話による御意見は受け付けておりません。
- 2 頂いた御意見に対しての個別の回答はいたしません。
- 3 意見提出者の氏名及び連絡先は、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。
- 4 頂いた御意見の内容は、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、必要に応じ公表する可能性があります。

〈 凡 例 〉

改正法：ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第83号）

新 法：改正法による改正後のストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）をいう。

新規則：ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する規則案による改正後のストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則（平成12年国家公安委員会規則第18号）をいう。

## 〈 参 考 〉

別紙のほかに、国家公安委員会規則案について、新旧対照表を公表しております。

国家公安委員会・警察庁では、国民にとっての分かりやすさの観点から、内閣府令及び国家公安委員会規則の改正について、いわゆる「改め文」方式ではなく、「新旧対照表」方式で行うこととしております。これに伴い、今回公表している国家公安委員会規則案の新旧対照表には、従来の新旧対照表（改正案欄と現行欄の相違点を一重傍線のみで表現）とは異なる新たな表記があります。

新たな表記とその意味は次のとおりです。

### 【二重傍線】

1 改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる標記部分（注）に二重傍線を付している場合

改正前欄に掲げる二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。

2 改正後欄に掲げる対象規定に対応するものを改正前欄に掲げていない場合  
対象規定を加える。

（注） 標記部分とは、章、条、項、号、号の細分等の一まとまりの規定の冒頭の「第〇章」、「第〇条」、「1」、「一」、「イ」等の部分をいう。

**1 命令等の題名**

ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する規則

**2 根拠となる法令の条項**

新法第6条第2項

**3 改正の概要**

(1) 新法第6条第2項前段の規定による通知及び求め（以下「通知等」という。）の方  
法について、次のように定める（新規則第14条関係）。

○ 通知等は、通知・要請書を交付して行うものとし、通知・要請書の様式を定め  
る。

○ 緊急を要し通知・要請書を交付するいとまがないときは、通知等を口頭で行うこ  
とができる。この場合において、通知・要請書は、可能な限り速やかに交付するも  
のとする。

(2) その他所要の改正を行う。

**4 施行期日**

改正法附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日（令和8年3月10日）から施行す  
る。